



NCB 海外レポート

シンガポール

シンガポール駐在員事務所の取り組みについて ～ベトナム・ホーチミンにおけるお客さま交流会の開催～

◇ はじめに

- ・ 当行シンガポール駐在員事務所は、ASEAN 地域、インド及びオーストラリアを担当エリアとし、日々活動をしています。
- ・ 近年は、各国・地域に進出されているお客さま向けの交流会を実施しており、2023年11月にシンガポール、2024年12月にタイ・バンコクで開催しました。
- ・ 本年3月には、若い労働力が豊富で、経済成長が著しいベトナム・ホーチミンで交流会を開催しましたので、本稿ではその概要と当日の様子についてご紹介します。

◇ お客さま交流会について

- ・ 本交流会は、既にベトナムでビジネスを行われているお取引先や、今後進出を検討されている当行のお客さまへ、ベトナムに関する最新の情報提供と参加企業同士のネットワーク構築機会の創出を目的に開催したもので、26社32名にご参加いただきました。
- ・ 冒頭、栗原副頭取の挨拶の後、第1部のセミナーでは、当行と提携関係にある地場銀行 Orient Commercial Bank¹の澤田氏及び国際協力銀行ハノイ駐在員事務所の安居院首席駐在員から、両行のベトナムにおける業務内容や支援メニューについてご紹介をいただきました。続いて、みらいコンサルティングベトナムの山本氏より、「直近法改正から見える経営管理のトレンド予測」と題し、2025年7月以降に実質義務化された生体認証 (VNeID 登録)²等について、日系企業への影響・留意点などをご説明いただきました。
- ・ 参加者アンケートでは、「役に立った」との評価が9割以上を占め、「ベトナムは法制度の変更が頻繁であるため、最新の留意点を把握でき有益であった」等の感想をいただきました。
- ・ 続く第2部の交流会では、参加者同士の活発な交流が行われました。後日の商談・面談につながる例も見られたほか、会における自己紹介では、各社の事業紹介に加え、各々のベトナムエピソードが語られるなど、参加者の「ベトナム愛」が感じられた一幕もありました。
- ・ 参加者の皆さまからは、「福岡・九州を中心とした進出企業同士であっても、現地での交流機会は限られており、貴重な情報交換の場となった」といった声が寄せられるなど、高い評価をいただきました。



(写真) 栗原副頭取による主催者挨拶



(写真) 交流会の様子

◇ おわりに

- ・ 当事務所では、今後もこうした交流会開催をはじめとした、各地域の特性を踏まえた情報提供やネットワーク構築支援を通じ、お客さまの海外ビジネスの更なる発展に貢献してまいります。
- ・ 海外ビジネスに関するご相談がございましたら、当行国際部までお気軽にお問い合わせください。

2026年4月1日作成
西日本シティ銀行 シンガポール駐在員事務所

¹ 1996年設立の民営銀行で、ベトナム全土に176支店を設置。2020年におおぞら銀行と資本・業務提携を締結し、日系企業への各種サポートを実施。

² 2025年7月以降、法定代表者の銀行及び入国管理局での生体認証が実質義務化されたもの。